



旭川ものづくり支援補助金 のご案内

【募集期間】 令和4年5月31日（火）から

令和4年7月22日（金）17:00まで

旭川市では、製造業をはじめとする中小企業等が取り組む、新製品・新サービスの展開や販路拡大に関する活動を応援します。

〈対象者〉 市内の中小企業者等（市税を滞納していないことが条件）

〈補助額〉 地域経済牽引企業創出枠：100万円まで
販路拡大連携枠：100万円まで
情報発信ツール支援枠：20万円まで

〈補助率〉 1 / 2

〈補助対象期間〉

令和4年4月1日から令和5年2月20日まで

〈補助対象事業〉

新製品や新サービスを展開するために必要な試作開発や設備投資、販路拡大に関する事業

〈補助対象経費〉

機械装置等購入費、原材料・副資材費、外注費、広報費、展示会等出展費、旅費、直接人件費など

〈スケジュール〉

7月下旬～8月頃に審査、採択決定。

〈お問い合わせ先〉

旭川市 経済部 産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階

TEL 65-7047 / FAX 65-7048

E-mail sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp



旭川市